

社会福祉法人六戸町社会福祉協議会在宅介護用器具貸付要綱

設　　置	平成　４年　１２月　１５日
一部改正	平成　　９年　　５月　２６日
一部改正	平成１８年　　５月　２５日
一部改正	平成２４年　　６月　　１日

(目　　的)

第１条　この要綱は、在宅で要介護者である高齢者並びに障害者等を介護している家庭における負担軽減を図るため、社会福祉法人六戸町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が介護用器具の貸付に関することを目的に設置する。

(貸付対象者)

第２条　六戸町に住所を有し、要介護者である高齢者並びに障害者等が属する世帯とする。

(貸付器具)

第３条　貸付する器具は次のとおりとする。

- １　車椅子
- ２　寝台一式

(使用料)

第４条　貸付器具の使用料は無料とする。

(貸付期間)

第５条　貸付する器具の貸付期間は、次のとおりとする。

ただし、貸付期間の更新をすることができる。

- (１) 車椅子　１年以内
- (２) 寝台　　１年以内

- ２　借受人が他市町村に転出、その他の理由により当該器具を必要としなくなるまでとする。

(貸付条件)

第６条　借受人は、次の各号を守るほか費用を負担する。

- １　協議会が当該器具を必要としないことを確認し、その返納を求めた場合は、借受人はそれに従うこと。
- ２　借受人は、貸与器具等を毀損又は滅失した場合は、弁償すること。
- ３　借受人は、協議会の許可なく他に貸付しないこと。
- ４　搬入及び返還に要する費用は借受人の負担とする。

(貸付方法)

第7条 貸付を受けようとする者は、在宅介護用器具借入申込書により申請しなければならない。

2 前項により、借入申込のあったときは審査の上、貸付する。

(返還方法)

第8条 貸付期間が到来した時は、速やかに返還すること。

ただし、継続使用の更新をした場合はその限りでない。

2 貸付期間中においても利用の目的がなくなった場合は、速やかに返還すること。

附 則 (平成 4年 12月 15日)

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。ただし、現に貸付を受けているものは、この要綱により貸付を受けたものとみなす。

附 則 (平成 8年 5月 8日)

この要綱は平成8年5月16日から施行する。ただし、平成8年3月31日までに貸付を受けたものは、変更前の要綱のとおりとする。

附 則 (平成 9年 5月 26日)

この要綱は平成9年6月1日から施行する。ただし、平成9年5月31日までに貸付を受けたものは、変更前の要綱のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。